

受講証明書再交付のご案内

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
082-251-5111（代表）

これまで警戒船講習会受講後に交付した受講証明書を汚損、紛失した場合については申請書による郵送でのお申込みにて再交付を行っておりました。

令和7年度より警戒船講習会の受講申請等の手続きをオンライン化するにあたり、受講証明書の再交付申請手続きもオンラインでの申込みが可能になりました。来年度からは、原則オンラインでの申込みのみとなりますので、ご了承ください。

1. 申込方法

オンラインまたは郵送により再交付申請を行ってください。

なお、再交付申請を行うためには、

- ・受講した講習の種類（業務講習または管理講習）
 - ・受講証明書の番号
 - ・受講証明書の交付日 が必要となりますのでご準備ください。
- ※番号・交付日が不明な方は、受講した海上保安部にご確認ください。

（１）オンラインによる申込み（推奨）

第六管区内で講習を受講し、証明書を交付された方は、以下のリンクにアクセスし、「警戒船講習会マイページ」（以下、「マイページ」という）に新規登録後、申込フォームに必要事項を記載してお申し込みください。

申込みから再交付完了までの流れについては、「オンラインでの再交付申込みフロー」（本お知らせの最終ページにございます）をご参照ください。

◎再交付申込みリンク↓

<https://mypage.3010.i-webs.jp/keikaisen/applicant/login/baitai-entry/entrycd/HN6>

※こちらのリンクは、第六管区海上保安本部管内で受講された方が対象となります。他管区で受講された方におかれましては、講習会を受講した管区海上保安本部または海上保安本部のホームページから再交付の申し込みを行ってください。

※オンラインで再交付申請される方で、業務講習・管理講習両方の再交付が必要な場合は、お手数ですが、**片方ずつ**申込みをお願いいたします。

（２）郵送による申込み

警戒船講習を受講し、証明書を交付した海上保安部に、以下の書類を郵送でお送りください。

- ・受講証明書再交付申請書
 - ・身分証明書類（小型船舶操縦者免許証、運転免許証、住民票等）の写し
 - ・必要切手を貼付した返信用封筒（郵送での受取りを希望される場合）
- ※封筒は、A4サイズを折らずに入れられる大きさのもの

2. 再交付受講証明書の交付

再交付申請の手続きが完了しましたら、申請方法（オンライン／郵送）に応じて再交付受講証明書を交付します。それぞれの交付方法は以下のとおりとなります。

なお、今年度からは、再交付された受講証明書に**公印の押印はありません**が、公印の有無にかかわらず、証明書としての**効力に変わりはありません**。

（１）オンラインによる交付

マイページからオンラインにより再交付申請をされた場合は、マイページに登録したメールアドレスあてに再交付完了メールが配信されますので、マイページにログインして確認をお願いいたします。

なお、紙媒体での交付はありませんので、必要に応じてマイページより受講証明書をダウンロードしていただき、ご自身で印刷をお願いいたします。

（２）郵送による交付

郵送により再交付申請をされた場合は、再交付申請書と合わせてお送りいただいた返信用封筒に、再交付受講証明書を入れて返送いたします。

3. 来年度からの再交付について

来年度（令和８年度）以降の再交付については、紙媒体での交付はいたしませんので、ご登録いただいたマイページより受講証明書をダウンロードしていただき、ご自身で印刷をお願いいたします。

一度再交付を受けるとマイページに表示され、いつでも確認することができます。

※再交付された証明書には、公印の押印はありません。

※公印の有無にかかわらず、証明書としての効力に変わりはありません。

オンラインでの再交付申込みフロー

(1) リンク先の「警戒船講習会マイページ」画面から、「新規登録」ボタンをクリックし、会員規約に同意のうえ新規登録

- ①氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス等を登録
- ②アンケート（オンラインによる申込み方法をどこで知ったか）に回答
- ③パスワードを登録
- ④登録内容確認ページに自動的に移行し、内容に問題なければ「登録する」をクリック

(2) 登録完了ページに自動的に移行します。
同時に、登録したメールアドレスあてに個人 ID がメールで通知されます

登録完了ページの「マイページへログイン」をクリックしてログイン。
または、メール記載のリンク先から、ID とパスワードを入力してログイン

(3) 警戒船講習会マイページの「Entry Box」から、
業務講習の再交付の場合は⇒【第六管区】受講証明書（**業務講習**）再交付申請
管理講習の再交付の場合は⇒【第六管区】受講証明書（**管理講習**）再交付申請
該当する講習の「回答/確認」ボタンをクリックし、必要事項を入力して申込み。
※六管区内で受講された方は、必ず【**第六管区**】を選択してください。
※業務講習・管理講習両方の再交付が必要な場合は、お手数ですが、
片方ずつ再交付の申込みをお願いいたします。

お申込みいただいた内容を確認し、第六管区海上保安本部において再交付の手続きを行います。

※お申込み内容について、第六管区海上保安本部から、確認のためのご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

(4) 再交付完了

再交付が完了したら、警戒船講習会マイページに登録したメールアドレスあてに再交付完了メールが配信されます。